

○津山圏域資源循環施設組合長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例施行規則

平成21年8月3日
津山圏域資源循環施設組合規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、次に掲げる物品を借り入れる契約とする。

- (1) 事務機器及び通信機器
- (2) ソフトウェア
- (3) その他管理者が必要と認める物品

2 条例第2条第2号に規定する契約は、次に掲げる役務の提供を受ける契約とする。

- (1) 機械警備業務
 - (2) 契約業者が複写機を設置し、複写数に応じて支払額を決定する業務
 - (3) 機械設備等保守点検業務
 - (4) 一般廃棄物処理施設その他の施設の管理業務
 - (5) 情報処理システムのソフトウェアの使用許諾
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める役務の提供
- (契約期間)

第3条 長期継続契約の契約期間は、5年以内とする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、長期継続契約の締結に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年1月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年9月3日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。